

ホルビガー・コンプレッション・テクノロジー
地域：日本
製品引渡及び役務提供にかかる取引約款

2013年11月1日施行版

第1条 一般条項

本製品引渡及び役務提供にかかる取引約款（以下「本約款」という。）は、当社から購入する全ての**本製品**及び**当社**が提供する全ての**本役務**に対して適用される。**本約款**は、顧客との間で締結された**本契約**の不可欠な一部を成すものとする。**当社**が作成した全ての見積書及び注文請書は、**本約款**を参照することにより**本約款**を組み込むものとみなされる。全ての注文は、顧客による**本約款**に基づく**本製品**及び／又は**本役務**の購入の申込とみなされる。引き渡された**本製品**及び／又は提供された**本役務**を受領することにより、顧客は、**本約款**を承諾したものとみなされる。

本約款（適宜、変更又は追加したものを含む。）は、**本役務**の範囲内で提供された全ての製品及び付随する全ての役務にも適用されるものとする。（当該付随する役務への適用の可否に関する契約又は明示的な規定の有無を問わない。）

第2条 定義

当 社： **本約款**に基づき**本製品**の提供及び／又は**本役務**の履行を行うホルビガー・コンプレッサー・テクノック・ホールディング・ゲームベーパー若しくはその子会社、又はその他のホルビガーグループ会社（契約当事者として**本契約**で指定した会社）。

顧 客： **当社**が**本製品**の提供及び／又は**本役務**の履行を行う相手先の会社（**本契約**で指定した会社）。

本契約： **当社**が**本製品**の引渡／**本役務**の提供を行う上で、**当社**及び顧客間でなされた書面での合意。**本約款**において明示的な別段の定めがある場合を除き、**本契約**と**本約款**との間に齟齬がある場合は、**本契約**が優先する。

本製品： **本約款**に基づき**当社**が提供する物。

本役務： **本約款**に基づき**当社**が行う役務。

本製造場所： **本製品**が顧客へ引渡される前にその最終組立が行われる場所。

受入テスト： **本契約**又は**当社**及び顧客が書面で合意した要件を**本製品**が満たしていることを確認するため、顧客が**本製品**の引渡を受領する前に実施されるテスト。

本設備： 引き渡された**本製品**の使用及び／若しくは**当社**による**本役務**の提供が行われる、又は当該**本製品**の使用及び／若し

くは**本役務**の提供に関する工場設備、機械又はそれらの一部。

本所在地： （**本契約**に記載の）顧客の**本設備**が所在する場所並びに**本製品**の使用及び／又は**本役務**の提供が行われる場所。

製品の引渡に関する規定

第3条 製品情報

本製品に関する一般的な書類及び価格表に含まれる全ての情報及びデータ（電子的形態か否かを問わない。）は、これらを参照することにより**本契約**に明示的に組み込まれる限りにおいて、拘束力を有する。

第4条 図面及び記述

1. **本契約**成立の前後を問わず、**本製品**又はその製造に関して**当社**から顧客に提出された全ての図面及び技術文書は、引き続き**当社**に帰属するものとする。顧客が受領した図面、技術文書又はその他の技術情報は、これらが提供された目的以外において、**当社**の同意なく使用されないものとする。また、**当社**の同意なくこれらを使用若しくは複写、複製、第三者に送信又は連絡してはならない。

2. **当社**は、現場敷設及び／又は現場業務を行うにあたって顧客を支援するため、要請に応じて、**当社**の製品及びその使用に関する工学的及び／又は技術的情報を提供し、可能な場合は人員の派遣を行う。当該提供された情報、役務又は支援は、有償無償を問わず、助言に過ぎないものとする。

第5条 引渡及び危険負担の移転

1. 合意された取引条件は、インコタームズ 2010 に基づいて解釈されるものとする。取引条件に関して特に合意がない場合の引渡は、工場渡し（EXW）とする。

2. 運送保険の適用範囲は、顧客の明示的な要請により**当社**によってのみ定められるものとし、その費用は顧客が負担する。運送手段及び運送ルートは、**当社**の最善の判断に基づき、**当社**が選択するものとする。

3. 別段の合意がある場合を除き、分割出荷が認められるものとする。

第6条 注文

1. **当社**が書面により承諾するまでの顧客からの**本製品**の一切の注文に関して、**当社**は何ら責任を負わないものとする。

2. **当社**が一旦承諾した注文は、**当社**の書面による承諾なしに顧客が取消又は修正することはできない。

第7条 輸出規制

1. **本製品**は、一部の国の輸出規制に関する法律、命令及び規則に基づく輸出規制及び再輸出規制の適用を受けることがあり、これらに従って、各政府又は関係官庁による再輸出又は再移転に関する承認を求められることがある。
2. **顧客**は、**本製品**を第三者に移転する場合（提供の方法を問わない。）適用される全ての国及び国際的な（再）輸出規制に関する法律、命令及び規則、特に禁輸措置（但し、これに限らない。）を遵守するものとし、また要求される一切の必要な政府の輸出許可又はこれに類する認可を取得し、更新するものとする。
3. **顧客**は、第三者に対する**本製品**の移転前に、とりわけ（但し、これらに限らない。）当該移転が禁輸措置に違反しないこと、並びに特定の活動若しくは他の製品との関連での**本製品**の使用又は特定の事業体、人及び団体との取引における**本製品**の使用について禁止し又は事前の認可を求める規則を遵守していることを適切な手段により確認し、保証するものとする。
4. **顧客**は、関係官庁又は**当社**による輸出規制に関する確認が要求される場合において、**当社**の要請により、**本製品**の特定の最終顧客、特定の仕向地及び特定の使用目的並びに現行の輸出管理規制に関する全ての情報を速やかに**当社**に提供するものとする。
5. **顧客**は、自らが（再）輸出規制に関する法律、命令又は規則を遵守しなかったことから又はこれに関連して生じる一切の請求、手続、訴訟、罰金、損失、費用及び損害に対して**当社**を補償及び免責し、また**顧客**は、これらに起因する全ての損失（直接的か又は間接的かを問わない。）及び経費について**当社**を補償するものとする。

第8条 反社会的勢力

顧客及び**当社**は、反社会的勢力による行為その他これに準ずる行為（以下「**反社会的行為**」という。）を自らが行わず、**反社会的行為**に対して資金を提供せず、かつこれら準ずる行為を行っていないこと、並びに自らが行う商取引を通して**反社会的行為**を支持し、その運営に協力し又は当該行為に参加していないことを保証するものとする。かかる保証を違反した場合は、**本契約**の解除事由又は適切な是正措置を講ずる理由となる。

役務の提供に関する規定

第9条 当社の独占的権利

顧客は、**本約**第15条の定めを除き、**当社**の承諾なくして、**本契約**に基づいて**当社**が実施すべき保守、分解修理又は改良を**顧客**自ら実施又は他人に実施させてはならない。**顧客**がこれらを行った場合、それ以前に実施された保守に対する**当社**の責任は免除されるものとする。

第10条 本設備の変更

1. **顧客**は、**本設備**の**本所在地**の変更、要求される介入又は所要時間の変更が**本契約**の履行に関係する限りにおいて、当該変更について直ちに**当社**に通知しなければならない。当該変更の影響を受ける合意された料金は、当該実施された変更に基づいて**当社**により再設定されるものとする。

2. **顧客**は、**本設備**若しくはその操業に関する変更又は**顧客**が実施するもので**本契約**に基づく**当社**の義務に影響を及ぼす他の措置について、不当に遅滞することなく書面にて**当社**に通知するものとする。かかる変更又は措置が**当社**の義務に重大な影響を与える場合で、この点に関して両当事者が**本契約**に如何なる変更を行うかについて合意に至らなかった場合、**当社**は、**顧客**に対して書面による通知を行うことにより直ちに**本契約**を終了することができるものとする。また**当社**は、この場合において、損害賠償を受ける権利を有する。

第11条 健康及び安全

1. **顧客**は、保守、分解修理又は改良が危険又は不健全な条件下で行われないようにし、**当社**の人員を安全上又は健康上の危険から保護するために全ての必要な措置を講じるものとする。更に**顧客**は、保守が実施される場所で施行されている安全規則について**当社**の人員に知らせるようにする。
2. **当社**は、**顧客**に**本設備**の安全確保及び操作に関する提案を行う権利を有するが、その義務を負うものではない。
3. **当社**は、**本契約**の履行に必要なとされる**本所在地**における防犯条件が**顧客**により十分に備えられておらず、かつ／又は保証されていないと**当社**が認める場合において、**本契約**の履行を中断する権利を有し、また**当社**は、この場合において、その影響を受ける**当社**の人員又は**当社**の全人員を退去させる権利を有する。**顧客**は、結果として生じる全ての損失及び不利益について責任を負い、**当社**を補償するものとする。

共通規定

第12条 支払及び支払遅滞

1. **顧客**及び**当社**の間で別段の合意がある場合を除き、支払は請求書の日付から30日以内に請求書に基づき行われるものとする。支払方法にかかわらず、**当社**の口座への入金完全に取消不能の状態が確定されるまでは、支払がなされたものとはみなされないものとする。
2. 滞納、不完全な支払又は支払遅滞による**顧客**の支払不履行があった場合、**当社**は**本製品**の引渡及び／又は**本役務**の提供を中断する権利を有する。**当社**による**本製品**の引渡又は**本役務**の提供に関して適用される期間は、当該中断期間及び役務の継続にかかる適切な準備期間分が延長されるものとする。当該中断により生じた一切の追加費用は**顧客**の負担とする。
3. さらに**当社**は、支払期日を起点とした支払不履行に対する利子を請求する権利を有する。
4. **当社**が定めた期間内に**顧客**が当該支払不履行を是正しなかった場合、**当社は本契約**を直ちに解除できる権利を有する。この場合、**当社は本来**の全契約期間にかかる全対価に加えて、支払不履行により生じた損害賠償額から支払不履行により未発生となった費用を除いた金額を受け取る権利を有する。
5. 上記の何れの場合も、**顧客**は支払不履行の結果として**当社**が被った損害賠償を負担する義務を負うものとする。

第13条 租税

製品の販売若しくは製造又は役務の履行に関して法律により課される税金その他の負担（但し、**当社**の所得及び法人地方税に基づき課される公的負担を除く。）は、**当社**がそれに対する支払を行わなければならないことが当該法律において明示的に定められていない限り、**顧客**により支払われるものとし、

明示的に定められている場合においては、顧客は、かかる支払を購入価格の一部として当社に補償するものとする。通関手数料、領事手数料、保険料その他類似する費用については、顧客が負担するものとする。

第14条 保証

1. 本約款で定められた例外、条件及び制限に従うことを条件として、当社は、本製品の設置日から12か月又は当社工場からの出荷日から18か月のいずれか先に期限が到来する期間、本製品に一切の材料上又は加工上の瑕疵がないこと、並びに本約款で定めた要件にしたがって専門の担当者が本役務を行うこと及び／又は当社が本役務の確認を行うことを保証する。当社がその全てを製造したものではない製品又は部品に瑕疵がある場合、当社の責任は、それらを製造した製造業者の責任に基づいて当社が当該製造業者から当該製品又は部品の回復請求ができる範囲に限定されるものとする。
2. 前述の内容にかかわらず、以下の事項に対して、当社は当該保証に基づく責任を負わないものとし、また顧客に対しても責任を負わないものとする。
 - (a) (通常使用による) 損耗のある使用された材料又は本製品の引渡
 - (b) 本契約の対象ではない定期保守
 - (c) 仕様書に従って使用したこと起因する瑕疵及び損傷(摩耗部品など)
 - (d) 顧客が提供した材料又は顧客が定めた若しくは指定した設計により生じた瑕疵
 - (e) 顧客又は第三者による保守不良、逸脱した操作状況、設置不良、誤った保管方法、不十分な安全対策、不適切な操作機材の利用又はその他同様の状況により生じた瑕疵
 - (f) 顧客又は第三者による本製品に対する未許可の修理、改変、変更により生じた瑕疵
 - (g) 顧客又は第三者によるその他の行為により生じた瑕疵
3. 使用された本製品に関する保証請求は、当社の独自の裁量により当社の行う修理(改良)又は取替(交換)に限定されるものとする。本製品の隠れた瑕疵又は本役務に瑕疵がある場合、保証請求は修理(改良)の請求のみに制限されるものとする。
4. 顧客は、修理又は取替による是正が不可能であるか又は技術上若しくは経済上の理由により推奨されない場合で、当社が何らの是正も行わない旨を提示した場合において、減額を受ける権利を有するに過ぎない。
5. 是正された(修理によるか取替によるかは問わない。)本製品で、保証請求の対象であるものは、当初引渡された本製品と同一条件において、残りの保証期間も保証される。
6. 本製品又は本役務に瑕疵があった場合、その発覚後直ちに書面にて当社に通知するものとする。当該通知がなされなかった場合、保証請求の権利は失われるものとする。当社は、顧客に対して瑕疵のある当該本製品を当社に送付するよう要請する権利を有する。顧客がこの要請に従わない場合、当社は保証の履行義務を免除される。
7. 全ての保証請求は当社による検査の対象となり、当社の承認を要するものとする。当社は、各保証請求に対する当社の処分内容について合理的な期間内に書面で顧客に通知するものとする。
8. 承認を得た保証請求は、適切な期間内に履行され、完了するものとする。

9. 顧客が瑕疵について当社に異議を申し立てても、当社の責任となる瑕疵が見つからなかった場合、顧客は当社に対し、当該異議の処理により生じた全ての費用を補償しなければならない。
10. 顧客は、瑕疵の是正に必要な範囲において、本製品以外の本設備の解体及び再構築の手配を、顧客の費用負担で行うものとする。
11. 顧客は、顧客の費用負担において、当社が瑕疵の是正(改良)に必要な役務を履行できるようにし、また要請に応じて必要な本設備を利用できるようにするものとする。
12. 保証に関連して引き渡され、修理され又は取替えられた本製品に関して生じた一切の追加費用(交通費並びに瑕疵のある本製品の設置及び撤去にかかる顧客の費用を含むがこれらに限らない。)は、顧客が負担する。
13. 取替を行った瑕疵のある本製品の所有権は当社に移転するものとする。
14. 本製品及び本役務の瑕疵に関連して本約款で定める保証は、その他全ての明示的、黙示的又は法律上の規定、表明、保証及び条件(商品性又は特定目的への適合性に対する全ての保証又は条件を含むがこれらに限らない。)に代えて当社が提供するものであり、顧客はこれを承諾する。
15. 保証不履行に対する唯一の救済については本約款で定めるとおりとする。顧客は本約款で定める以外の救済、保証請求又はその他の追加的な権利を有しないものとし、当社による重過失又は悪意がある場合を除き、当該救済、権利及び請求(当社の不履行又は不完全な履行に対する損害賠償請求を含むがこれに限らない。)は本約款により明示的に排除される。
16. 保証がなされる場合、損害賠償請求は直接的な損害に対するものに限られるものとする。間接的、特別な、派生的又は偶発的な損害及び財務上の損失に対する請求は明示的に排除される。損害賠償請求額は契約上の対価を上限とする(多重損害の場合を含む。)

第15条 当社が責任を負わない遅滞

1. 本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、当社が指定する引渡日及び／又は本役務の履行日は何れも、予定日に過ぎない。
2. 当社は、本製品の引渡又は本役務の履行の遅滞、中断、その他本契約の履行遅滞又は一部若しくは全部の不履行が、以下に定める事由等(但し、これらに限定されない。)当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、これらの責任を負わないものとする。
 - ・ 不可抗力(第20条参照)
 - ・ 顧客に帰責する、当社による本製品の引渡及び／又は本役務の履行に重大な影響を及ぼすような顧客の作為又は不作為
3. 当社は、本製品の引渡及び／又は本役務の履行の遅滞又は中断に繋がる状況について、適切な期間内に顧客に通知するものとする。当社は、日程及び期限に関して予想される影響を顧客に通知するものとする。
4. 当社は、前記の遅滞が自らの単独の責によらない場合において、価格を適切に調整する権利を有する。一切の追加的な費用については、顧客が負担するものとする。
5. 当社は、顧客が適切な是正期間内に役務を履行せず又は提供すべき部品を引き渡さなかった場合、本契約を解除する権利を有する。
6. 各当事者は、当社が責任を負わない本契約の履行の遅滞又は中断が120日以内に是正されない場合、本契約を解除する権利を有する。但し、顧客は、当該遅滞が自らの責によらない場合に本契約を解除する権利を有するに過ぎない。この場合、当社が既に引き渡した本製品及び履行した本役務については、対価が支払われるものとし、これに関連して被った全ての経費は、顧客から当社に補償されるものとする。

7. 本条に定めるものを除き、顧客は、当社による遅滞に対して補償を受ける権利を有しないものとする。

第 16 条 相殺の違法性

顧客の債務を本契約又は他の契約から生じる当社の売掛債権と相殺すること及び顧客の役務の履行を当社に対する反対請求に関連して留保することは禁止される。

第 17 条 所有権留保

当社は、自らが引き渡した本製品について、顧客が本製品を受領した後であっても、本製品に関して顧客及び当社間で締結された本契約に基づく全ての債務が顧客により清算されるまで、引き続き本製品にかかる担保物権を保持する。本条の規定は、第 5 条及び危険負担の移転に関する本契約の規定にかかわらず適用されるものとする。

第 18 条 保険

当社は、通常の危険を対象とする工場保険及び製造物責任保険に加入しており、本契約の履行全てについて当該保険の範囲を維持することを約束する。当該保険の範囲を超えるものについては、当社は、本契約で合意する追加的な保険に限り加入又は維持するものとする。

第 19 条 責任制限

第 14 条の規定にかかわらず、以下に定める事項が適用される。

1. 当社の賠償責任は、本契約で合意する本製品の引渡及び本役務に限定されるものとする。本契約の履行に関連して提供された本契約外の役務については、当社に責任が生じることはないものとする。
2. 当社は、容易に発見することができなかった本設備の瑕疵及び当社による本役務の履行又は引渡済みの本製品の使用に関連して発生し又は影響が認められた本設備の瑕疵に対して責任を負わないものとする。
3. 当社は、顧客又は第三者により提供された部品又は役務について責任を負わないものとする。当社は、当該部品又は役務の検査を求められないものとする。
4. 当社は、顧客が提供する要員が当社の人員と共に使用される場合であっても、当社の要員による重過失又は悪意がある場合を除き、顧客の要員について責任を負わない。
5. 当社は、如何なる場合においても本約款及び／又は本契約に基づく義務の履行懈怠から又はこれに関連して生じる一切の間接的、特別な、派生的、偶発的な損害若しくは損失、又は第三者及び／又は顧客による過失若しくは不法行為について責任を負わない。
6. 本条及び第 14 条定める間接的、特別な、派生的、偶発的な損害又は損失には、とりわけ利益又は売上の毀損、財務上の損失、製造停止、本設備、その部品その他顧客の設置物の使用制限、結果として生じる交換品その他の代用品の費用、電気代等に対する責任の免除を含むが、これらに限らないものとする。

第 20 条 不可抗力

1. 何れの当事者も、本契約に基づく義務の履行が不可抗力により妨げられる場合、かかる義務の履行を中断する権利を有する。これは、本契約に基づく義務の履行を妨げる事態又は過度に阻害する事態であって、不可抗力に相当するもので、かつ当該当事者の責によらない予見不能の事態が生じた場合においても適用される。当該状況は、特に操業停止、ストライキ、公的な命

令、戦争、軍事動員、徴発令、騒擾及び暴動、特に禁輸措置を含む輸出入の可能性の排除、自然災害、火事、電力の使用制限、並びに本条に定める状況に起因する下請業者による引渡又は作業上の瑕疵又は遅滞をいうが、これらに限らないものとする。

2. 本条に定めるもので、本契約の成立後に発生する状況は、本契約締結の時点で当該状況が本契約の履行に与える影響が予見不能であった場合に限り、当該履行を中断する権利を生じさせる。

3. 本約款により生じるいかなる事項にも拘わらず、各当事者は、本契約の履行が本条に定める事由により 120 日を超えて中断した場合、他方当事者に対する書面による通知をもって、本契約を終了する権利を有するものとする。

第 21 条 産業財産権

1. 当社は、自らが行う本役務及び引渡が、第三者の権利を妨害しないことを保証する。
2. 当社は、本条第 1 項の違反に起因して第三者から顧客に対して請求が申し立てられた場合、当社の費用負担で当該請求に対して抗弁を行う。但し、顧客は、当該請求について直ちに当社に通知し、また当社に対し、当社が顧客を代理して当該請求に対する抗弁を行う権限を付与する委任状及び証明書を提供する。

第 22 条 秘密情報

1. 顧客及び当社が互いに提供する秘密情報は、明示的に秘密であることが標示され、その印が付され、その旨の表示と共に提供され、又は秘密であることを書面で証明されるものとする。
2. 本条第 1 項の規定に加え、当社及び顧客は、他方当事者から直接的又は間接的に受領した全ての情報を秘密として取り扱うこと及び当該秘密情報を本契約の履行に関連する場合に限り使用することに合意する。両当事者は、如何なる態様においても当該情報を第三者に開示せず、利用可能にしないことに合意する。本約款において、第三者とは、顧客又は当社の関連会社以外の者又は事業体を含むものとみなされる。
3. 本条第 2 項に基づく秘密情報には、とりわけ以下の情報が含まれるものとする。
 - ・ 本契約の履行に関連して獲得又は使用された顧客又は当社の内部工程のノウハウ及び結果、構造等
 - ・ 本契約の履行に関する記述、本契約の履行にあたっての予定表、目標及び考案
 - ・ その他本契約の履行に関連して一方当事者が他方当事者について取得した公知でない情報
4. 秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）が特定の国の裁判所、関係官庁その他の政府機関による有効な命令に応じて当該秘密情報を開示することが求められた場合、受領者は、同命令について当該秘密情報を開示した他方当事者（以下「開示者」という。）に書面にて通知し、また開示者が適切な秘密保持命令を求める意思を有する場合は、これに協力するものとする。但し、これ以外の場合において、受領者は、当該秘密情報の開示後、その秘密を保持する。秘密情報に関する規定は、雇用又は提携の種類及び法的形式の如何にかかわらず、両当事者の全ての従業員及び代理人に適用されるものとする。両当事者は、このような守秘義務規定がないときには、これらの者を、適切な秘密保持規定に従わせることに合意する。
5. 秘密保持規定は、対象となる情報が公知であること又は同規定に服する当事者の責によらずして公知となったこと、過去又は将来において当該情報

を第三者から合法的に取得したこと、当該情報が提供された時点で**受領者**が既に知覚し、利用可能であったことを証明できる限りにおいて、適用されないものとする。

第 23 条 法令遵守

1. **顧客**は、全ての適用法令、規則その他**本役務**及び**本製品**の輸出入、販売、頒布、マーケティング及びサービスに関する要件（**顧客**又は**本製品**若しくは**本役務**を伴う取引を管轄する腐敗及び汚職防止に関する法律を含むがこれらに限らない。）を自らが遵守していることを保証する。
2. **顧客**は、消極的又は積極的かを問わず、とりわけ腐敗に対する制裁、不当利得、詐欺、不正競争に関する法律の違反又は債務超過をもたらす虞のある行為をなすことについて、直接的であれ間接的であれ、これを犯さないことを誓約する。この誓約に違反した場合、**当社**は、直ちに**本契約**及び全ての他の契約、命令その他**顧客**との取引関係を終了する権利、並びに被った損害について賠償を求める権利を有する。なお、他の救済を求める権利は放棄されない。

第 24 条 書面

契約上の連絡事項、とりわけ契約上の役務の履行及び／又は瑕疵の通知、損害賠償請求並びに契約上又は法律上要求される通知に関するものは、書面にて行われるものとする。

第 25 条 準拠法

本契約において別段の合意がある場合を除き、両当事者間の契約関係は、**当社**の所在地の法に準拠するものとする。但し、国際物品売買契約に関する国際連合条約に定める規範を除くものとする。

第 26 条 仲裁管轄

1. **本契約**に関連して生じる全ての紛争は、国際商業会議所の仲裁規則に基づき、同規則に従って指名された 1 人以上の仲裁人によって終局的に解決されるものとする。
2. 仲裁裁判所は、東京に所在するものとし、協議は日本語で行われる。

第 27 条 裁判管轄

本契約において仲裁規定の適用を除外する旨の定めがある場合、又は理由の如何を問わず第 26 条の規定が適用されないときは、**当社**の営業所の所在地にあり、主題となる事項について管轄権を有する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。